

「中川やしお水辺の楽校」の利用ルール

水辺の楽校は、中川を子どもたちの身近な遊びや、自然体験の場にすることを目的に開校された場所です。

利用のルールを守り、皆さんが安全・快適に利用できるように心がけましょう。

中川やしお水辺の楽校で活動（事業やイベント、団体での活動など）をするときは、利用日の3か月前から5日前までに利用申込書を「中川やしお子どもの水辺運営協議会」事務局の八潮市役所商工観光課に提出し、利用承認を受けてください。※次頁の注意事項をお読みください。

①川での活動の際には、必ず天候や川の水位を確認してください。川には水位の大きく変動するところや深いところがありますので、十分注意してください。

（出水期の6月～10月は特に注意してください。）

②大雨、洪水時及びこれらの注意報が発令された際には、施設内に近づかないでください。

③オートバイ（原動機付自転車含む）や自転車等の乗り入れはできません。

④ラジコンをとばすのはやめましょう。また、サバイバルゲームなどの危険な遊びは禁止します。

⑤たき火やバーベキュー等による直火の使用は厳禁です。利用承認を受けていない花火も禁止します。

火気を使用したことにより、施設等が損害を受けた場合には、全て弁償していただきます。

⑥不法居住や無断キャンプはできません。

⑦ペットには必ずリード（引き綱）をつけ、フンは必ず持ち帰ってください。

⑧ごみは持ち帰り、たばこのポイ捨てはやめてください。

⑨草花や生き物を大切に、緑豊かな自然をいたわりましょう。

⑩ゴルフや野球は禁止します。

⑪大きな声を出したり、他の利用者の迷惑となる行為は禁止します。

⑫魚釣りは禁止します。

⑬生き物は、むやみに持ち帰らないでください。

★川の水位等の情報は、国土交通省提供のHP「川の防災情報」をご覧ください。

ホームページアドレス <http://i.river.go.jp>

※万一事件または事故が発生した際には、警察または消防署へご連絡いただくとともに、すみやかに管理者（下記問い合わせ先）に連絡してください。

問い合わせ先

中川やしお子どもの水辺運営協議会事務局（八潮市商工観光課）

TEL 048-996-2111 内線479 FAX 048-995-7367

「中川やしお水辺の楽校利用申込書」を提出する際の注意事項

中川やしお水辺の楽校利用申込書を提出しようとする際には、次の事項についてご確認いただき、ご理解の上、お申込いただくようお願いします。

①営利活動の禁止

「中川やしお子どもの水辺運営協議会（以下、「協議会という」）主催事業」または「協議会が特別に認めた事業」を除き、水辺の楽校内で、営利活動を目的とする催しを行うことはできません。

例) 物品の販売会、費用を徴収し団体・企業等の利益とすることを主目的とするイベント等

②利用承認期間

できるだけ多くの方に、自由に、水辺の楽校を楽しんでいただくため、水辺の楽校の特定の部分を占有して利用することができる期間は、原則として1回あたり1日までとします。なお、当面の間、年間で合計5日間までの利用申し込みとするようご協力をお願いします。

③利用施設

利用申し込みができる場所は、上流側広場、下流側広場、島、水面、デッキです。散策路は全区間に渡って、一時的であっても、占有して使用することができません。また、島への出入りを制限するような利用はできません。

④堰及び水位

上流側及び下流側の堰に触れることはできません。また、管理者が堰を操作して水位を調整することもできません。

水路部分の水深は、潮の干満及び中川本流の水位の影響を大きく受けます。特に、大潮の干潮時には、水路部分の底面が一部露出することがあります。

このように、水辺の楽校は自然の影響を大きく受ける施設であるため、水位に関するご希望には沿えないことをご理解の上お申込みください。

⑤禁止する催し

危険な催し、公序良俗に反する催し、その他望ましくないないと協議会が判断した催しでの利用はできません。

⑥利用時間

水辺の楽校は午前6時00分から午後6時00分までの利用となります。自家用車でお越しの場合は、中川やしおフラワーパーク入口の進入路（坂路）からお入りください。なお、進入路の入口は、午前6時00分に開錠し、午後6時00分に施錠します。施錠後は、翌日の午前6時00分まで車両の出入りができませんのでご注意ください。

⑦増水時の安全確保

降雨により、中川本流の水位が高い場合には、安全確保のため、利用承認を取り消す場合があります。

また、台風の接近により、利用当日の安全が確保できないと協議会が判断した場合には、利用承認を取り消す場合があります。

* 中川本流が増水した場合には、水辺の楽校が冠水することがあります。特に、島部分は危険な状態になりますので、急な豪雨があった場合には、速やかに堤防上に避難するようお願いします。

⑧宿泊キャンプの禁止

宿泊を伴うキャンプは、協議会が特別に許可した場合を除き、実施できません。

⑨ゴミの持ち帰り

水辺の楽校は、地域の関係団体で構成される協議会が管理運営しています。このため、ゴミは必ず持ち帰るようお願いします。なお、利用後、ゴミが持ち帰られていないことを確認した場合は、次回以降の利用承認はいたしません。

⑩損害賠償請求

施設を破損した場合は、故意でない場合でも全て利用者の費用負担により復旧していただきます。

なお、バーベキューや花火による直火の使用は固く禁じています。火気の使用により、施設や草木の一部を焦がした場合にも、全て利用者の費用負担により復旧していただきます。

⑪撮影を目的とする利用

映画、テレビドラマ、その他の映像の撮影で水辺の楽校を利用する際には、早めにご相談ください。

* 期間等の調整をします。また、映画のロケやテレビドラマの撮影では、江戸川河川事務所中川下流出張所（連絡先：電話03（3694）2757）への届出が必要となる場合があります。

⑫遠足・散歩等

幼稚園、保育園、小学校等の遠足や、福祉施設関係での散歩、その他グループでのレクリエーションでの利用は、長時間占有しての利用でない場合には、利用申し込みは必要ありません。ただし、他の団体が利用承認を受けている場合には、散策路のみ利用可能となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑬一般利用者への配慮

利用承認を受けている時間は、一時的に施設の特定部分を占有して利用することができますが、施設を利用することを楽しみにして来校する方も多くいらっしゃいますので、一般利用者への配慮をお願いします。

【お願い】

中川やしお水辺の楽校運営協議会では、水辺の楽校の管理運営費用に充てるため、協賛金を募集しています。今後も、安全、快適に施設を利用していただくため、協賛金についても是非ご協力をお願いします。

なお、協賛金をいただける場合には、協賛申出書等の書類が必要となりますので、協議会事務局（八潮市役所 商工観光課 電話048-996-3119(直通)）までご連絡をお願いします。